

東九州新幹線整備推進に係る事例調査業務委託仕様書

1 委託業務名

東九州新幹線整備推進に係る事例調査業務（以下「委託業務」という。）

2 業務の目的

北九州空港などの地域資源を活用した新幹線整備の効果について先行事例を調査・検証することで、地域の将来像における新幹線の位置付けに関する議論を喚起し、整備に向けた機運の醸成を図ることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

（1）事例調査

先新幹線の駅整備（地方空港に直結・近接した駅整備を含む。）前後における入込客数の推移、駅周辺の開発状況、商業・まちづくりへの影響等について先行事例調査を行う。

（2）整備効果最大化（広域化）施策の提案

事例調査の結果を踏まえ、東九州新幹線（日豊本線ルート：小倉～大分～宮崎～鹿児島中央）のうち、福岡県内沿線地域への整備効果を最大化（広域化）するための具体的な施策を提案する。

（3）打ち合わせ

打ち合わせは、初回打ち合わせ、中間打ち合わせ、調査結果報告時、成果品納入時の4回とする。そのほか必要に応じ、適宜行うものとする。

実施方法は対面又はリモートとする。

5 成果品

次のとおり提出する。

（1）報告書 1部（パワーポイント形式及びPDF形式）

（2）概要版 1部（パワーポイント形式及びPDF形式）

（3）（1）～（2）の電子データ（CD等） 1枚

6 業務を遂行する上で必要な事務

（1）提案に当たっては、妥当性があり実現可能なものとなるよう、十分精査すること。

（2）受託者は業務実施に当たって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分に注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。

（3）当事業実施に当たって必要な費用は全て受託者が負担すること。

（4）当事業実施に当たって関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。

7 著作権

- (1) 受託者が委託業務で制作したデータ、動画、写真、イラスト、文章等の成果品（中間成果品を含む。）の所有権、著作権（著作権法第27条、28条に規定する権利を含む。）、利用権は委託者に帰属するものとし、受託者は委託者に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。ただし、これによりがたい場合は、委託者と協議の上、取扱を決定するものとする。
- (2) 成果品等に、受託者が従前から有していた知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報）が含まれていた場合には、権利は受託者に保留されるが、委託者は当該権利を無償で使用できることとする。
- (3) 成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して、受託者の負担で必要な手続を行うものとする。
- (4) 他者の著作権侵害など知的財産権等に関わる問題が生じた場合は、受託者が全責任を負うものとする。

8 その他

- (1) 委託業務を一括して第三者に再委託してはならない。
また、業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ発注者の承認を得ること。
- (2) 受託者は、業務の遂行に際して知り得た情報等について、契約期間中及び契約期間終了後のいずれにおいても、委託者の許可なく他の業務等に使用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。
- (3) この仕様書は、業務の実施方法の概要を示すものであるため、業務の性質上当然実施しなければならないもの又は軽微な部分で記載のない事項については、発注者の指示に従うこと。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者の双方で別途協議する。